



2022.1.20

No.91

芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆 連絡先 090-7118-2312

<http://ashiya9.web.fc2.com/>

本当に戦争する国にしたいのですか？

改憲のための憲法審査会強行に反対します

皆様、2022年も芦屋「九条の会」の活動へのご参加、ご支援をよろしくお願いいたします。
昨年10月21日発行の本ニュース第89号で、岸田首相に五つの要求をしました。

第一に安倍・菅政権が繰り返してきた憲法破壊をやめること、第二に「モリ・カケ・桜」等の公文書改ざん・国政私物化の真相究明、第三に日本学術会議会員候補者任命拒否を撤回し直ちに任命すること、第四に核兵器禁止条約に署名・批准すること、少なくとも締約国会議へのオブザーバー参加（現在、批准国は59カ国）、第五に赤木雅子さんと「ガマフヤー」（沖縄戦遺骨収集ボランティア）の質問状への回答、でした。しかし、総選挙後も何一つとして応えていません。それどころか、赤木さんの訴訟を「認諾」という姑息な手法により終結させ、真相解明を妨害し続けています。

一方では、自民党は昨年末に古谷圭司政調会長代行を本部長とする「憲法改正実現本部」（「憲法改正推進本部」を改組。日本会議議連の中枢部が幹部）を発足させ、都道府県ごとに改憲実現本部を作り「草の根」世論の喚起を狙っています。あわせて、改憲野党と相呼応して、憲法審査会での議論を加速化させようとしています。

「憲法について議論することを否定すべきでない」との意見はまったくの認識不足。憲法審査会は決して「憲法について議論をする」場ではなく「改憲準備の議論をする」機関です。それは次の「国会法第102条の六」を見れば明らかです（衆議院憲法審査会HPにも同旨の記述あり）。



日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。（下線は筆者）

「改めるべき」は憲法違反の現実政治

「改めるべき」は憲法ではなく、憲法違反の政治・社会の実態です。★アメリカの戦争に日本を巻き込む集団的自衛権行使を容認した「安保法制」（2015年9月公布）は憲法違反ではないのですか？★臨時国会召集要求を4か月間無視し続けることは？★国家公務員が公文書を偽造・捏造すること、それを命じることは？★米軍機が墜落しても燃料タンクを落としても調査もできず、沖縄県内はじめ岩国、横須賀、横田等々の米軍基地でのコロナ感染爆発に対して「要請」しかできない日米地位協定は？★度重なる生活保護制度改悪により、猛暑の中でもクーラーを使えない人、衣類も買えない人、日々の食物にも事欠く人がいることは？★

「敵基地攻撃能力の保有」は違憲であるというのが歴代政権の憲法解釈（1988年4月6日瓦防衛庁長官答弁など）。敵基地攻撃はまぎれもない先制攻撃であり、「基地」と周辺の間人を殺戮するものです。そして報復攻撃により国民と国土を全面戦争に引きずり込む危険極まりないものです。これぞ「平和ボケ」の極致。明らかに違憲です！

今、真に必要なことは憲法を「審査し改定する議論」ではなく、憲法に照らして政治・社会の現実を「審査し違反を正していく議論」です。その中核として不正や矛盾を指摘し憲法理念の実現を推進するのが立憲野党の使命。「批判ばかり」という事実誤認の謬論に惑わされず、立憲野党はその使命を貫くことを求めます。（久保富三夫 記）